

排水・廃棄物等 取扱いの手引き



神戸学院大学
環境保全委員会

地球環境に優しい大学をめざして

神戸学院大学環境方針

- 1) 本学の全構成員は、その活動に伴って生じる地球環境に対する負荷を軽減するための行動を積極的に推進する。
- 2) 上記目標達成のため、全構成員が環境汚染防止に努めると共に、省資源、省エネルギーならびに廃棄物削減に努める。

21世紀は環境の時代といわれ、大量生産・大量消費時代といわれる20世紀における地球環境破壊に対する反省から、環境の回復・保全への努力が問われる世紀といえます。国レベルでは環境関連法令の整備充実と予算措置が重点的に実行されてきましたが、環境保全に最も基本的かつ重要なことは、我々一人一人が自身のライフスタイルを、例えば生活排水や廃棄物の排出量削減、リサイクルを意識した生活用品の購入など環境に優しいスタイルに変えていくという、個人的努力の積み重ねであることは言うまでもありません。

本学においては、排水・廃棄物による環境負荷軽減に早くから取り組んできており、1976年に近隣大学としては初めて化学実験排水処理施設を設置し大学より排出される処理排水の水質汚染防止を実行し、他大学への実験排水処理施設導入の引き金的役割を果たしました。また、環境保全委員会（2001年までは廃棄物処理委員会）を中心としてキャンパスの環境整備ならびに保全を図り、空き缶類の自動分別リサイクルボックスや紙類の分別回収トレイの全学的な導入などを積極的に行ってきています。理系学部では電動ダイヤフラムポンプ式溶媒回収装置を全研究室に一斉配備し、水流ポンプ方式使用による有機溶媒の排水への混入防止に務めています。

キャンパス内環境の整備面では、周辺環境との調和を図りつつ、阪神淡路大震災による被災経験を生かして、キャンパスにおける学生、教職員の安全確保はもとより、大学の機能回復が迅速に行えるよう施設設備の整備を行ってきました。

最近では地球温暖化防止の一環として節電、節水、廃棄物削減、分別再資源化を通した全学的な省エネルギー対策に取り組んでおり、夏季、冬季の空調温度の適正化推進やエコスタイルを実施しています。

大学から排出される実験廃棄物は多種多様ですが、その発生源においては量的にも少なく処理も簡単に出来ることが多いうえ、排出者がその廃棄物の発生経緯と性状をよく知っているという点で処理も容易かつ安全に出来るという大きな利点があります。一方、個々の研究者の負担軽減のために、廃棄物をまとめて一括処理する方法もあり、本学でもこの方法を採用しています。

一般廃棄物についても、本学では分別収集を早くから実施すると共に、排出量削減努力をしてきました。しかしながら、いずれにせよ排出者である個々の教職員、学生諸君の環境保全に対する十分な理解と積極的な実践がその根本であることは言うまでもないことです。

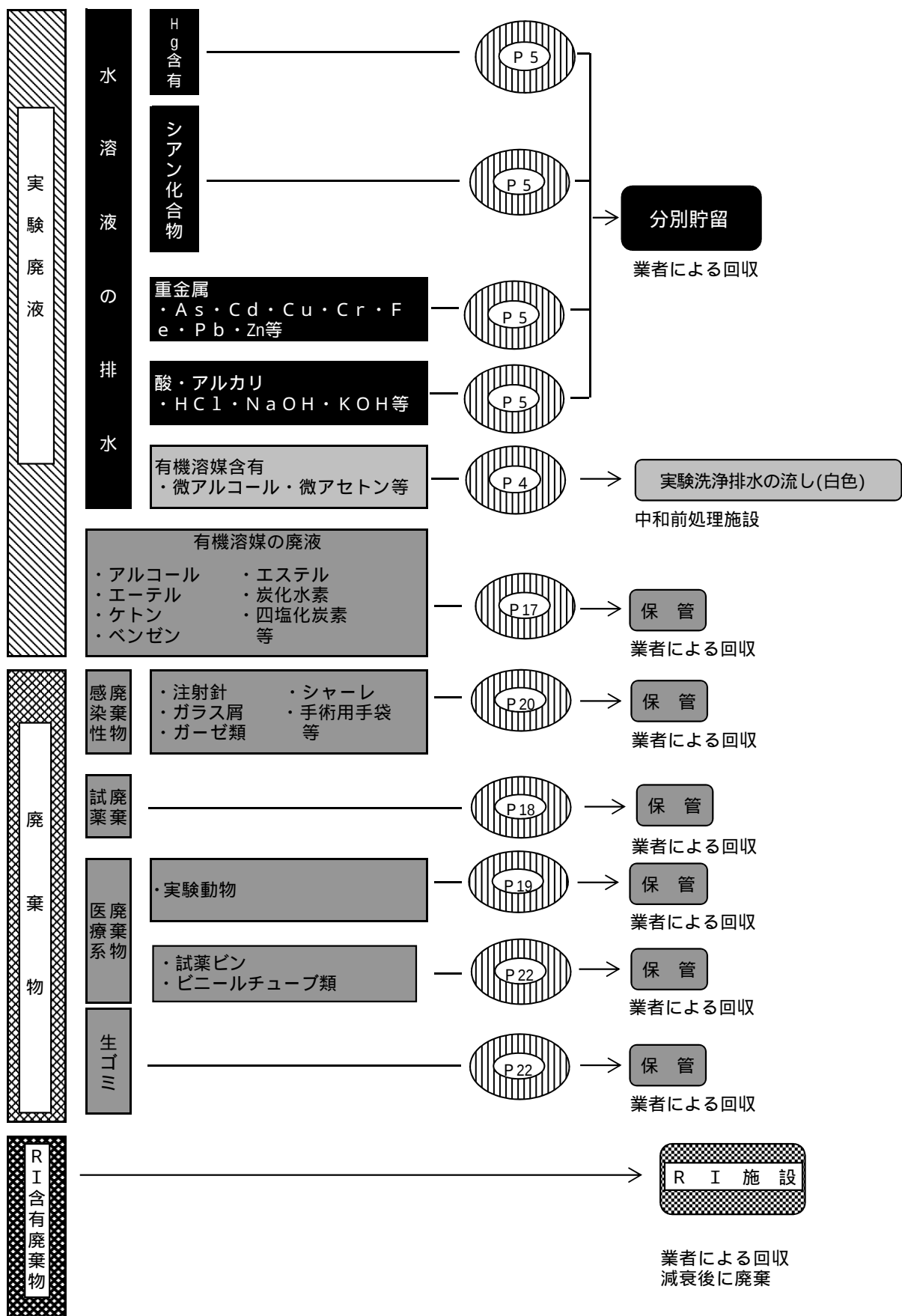
この冊子は本学における排水・廃棄物の取扱い及び処理の手引きとして編集されたものであり、教職員、学生諸君の大いなる活用を期待します。

環境保全委員会

委員長 山崎 裕康

目 次

地球環境に優しい大学をめざして	1
実験排水	
実験洗浄排水の流しについて	4
無機廃液の取扱いについて	5
排水処理施設	9
下水道法及び神戸市下水道条例	14
実験排水以外の取扱い	
有機溶媒	17
廃棄試薬	18
実験動物	19
感染性廃棄物	20
医療系廃棄物・生ゴミ	22
P R T R 法	23
規則・法規	
産業廃棄物とは	25
特別管理産業廃棄物とは	27
環境関連法規一覧	30
神戸学院大学環境保全規則	31
神戸学院大学環境保全委員会規則	33
神戸学院大学毒劇物管理規則	34
神戸学院大学動物実験指針	36
神戸学院大学動物実験委員会規程	38



● 実験系廃棄物の取扱い

実験洗浄排水の流しについて

実験洗浄排水の流し（**KPC** では実験室・研究室内の流し、**KAC** では白色の流し）は、家庭の流しや大学内の一般流しとは違い、下水道法の規制を受ける特定施設に該当し排水の水質規制を受けている。

下水道法および神戸市下水道条例による排除基準（**P14**）を守り、有害物質を下水道に排出しないことが、教育・研究活動を行なう私たち一人一人の義務となっている。

水質基準に適合しない排水を流してしまうと、配管等の腐食、中和設備などの劣化、場合によっては有毒ガスの発生にいたることもあるため、流し等から排出される排水の水質が排除基準を超えないように下記の洗浄ルールを守ること。

有害物質や多量の有機物を含まない水溶液は、希塩酸や水酸化ナトリウムの水溶液などの適当な酸やアルカリで中和（**pH** 5 ～ 9）し、塩濃度が 5 % 以下になるように希釈すれば、実験洗浄排水流しから放流できる。

神戸市の立入検査（年 3、4 回程度実施）によって基準を超過した場合は、排水の排出を一時停止するよう命じられたり、処罰の対象となる。

特定施設

人の健康及び生活環境に被害を生ずる恐れのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設。下水道法では、

水質汚濁防止法施行令に定める特定施設 及び ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対処施設を指す。

洗浄ルール

流しや洗浄器での洗浄の前に、まず水道水や適切な有機溶剤（アルコール・アセトンなど）を用いて器具や薬品瓶を洗浄し、この洗浄液も廃液容器に貯留すること。

- 原則として、水質基準の定められている物質を含む場合は、3 回までの洗浄液を
- 水質基準の定められている物質を含まない場合は、2 回までの洗浄液を

廃液容器に貯留すること。この際 1 回の洗浄に使用する水や溶剤の量の目安は、器具容量の 1/5 0 程度。

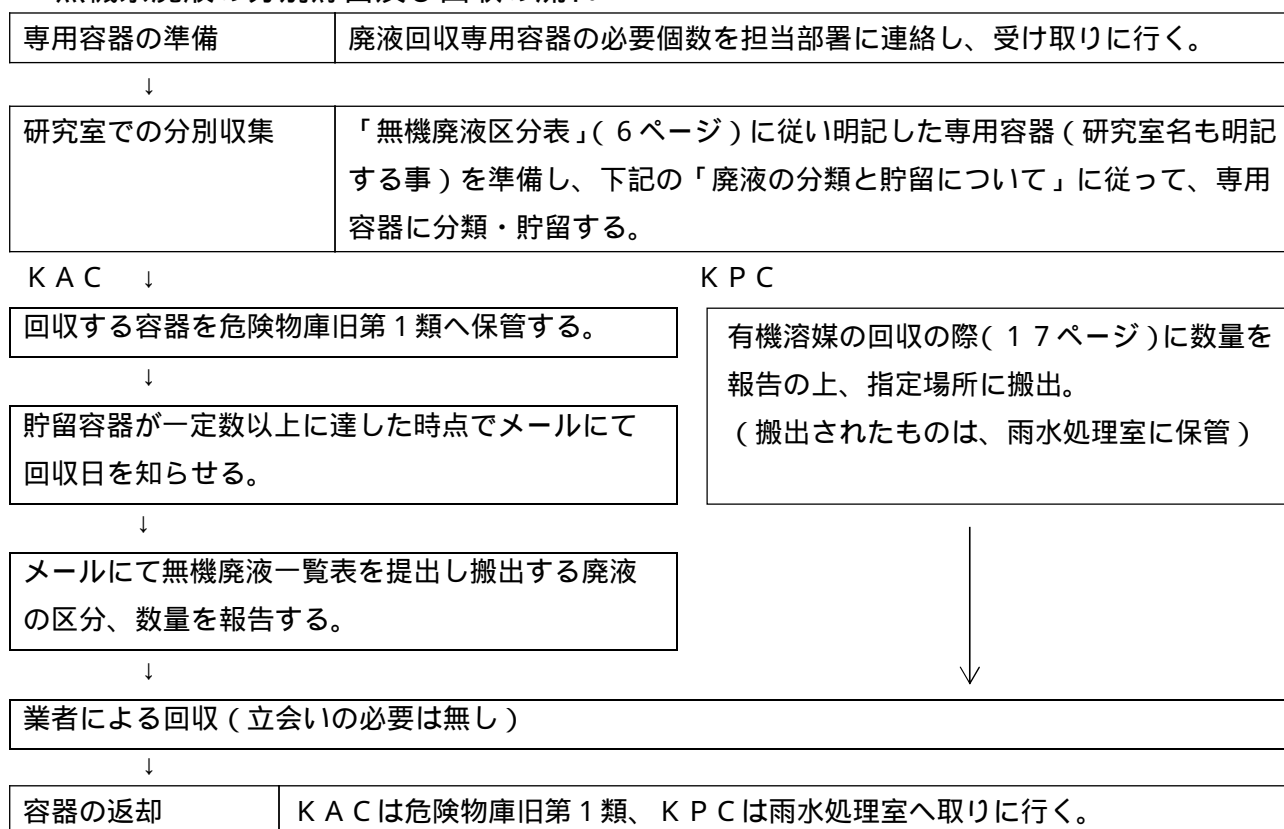
ただし、汚れの状況などにより洗浄量や回数は適宜判断。

■ 無機廃液の取扱いについて

廃液は「無機廃液区分表」(6 ページ) を参考にして、安全に収集すること。同一区分に分類される廃液であっても、混合によって発熱・発煙・発火などが起こる場合があるので、十分注意すること。廃液の性状、履歴などについては排出者が一番よく知っているもので、排出者自らが発生時点で責任をもって前処理及び分別貯留などを行なうこと。

回収の流れは、下記に示した注意点に留意して適切に行なうこと。

< 無機系廃液の分別貯留及び回収の流れ >



無機廃液の分別と貯留についての注意事項

- 1 . 廃液は廃液回収専用容器に貯留すること。
- 2 . 含有物の不明なものは回収できない場合がある。但し、分析依頼をすることができるが、別途費用が発生する。
- 3 . 固形物の混入は出来るだけ避けること。(混入量によっては受け付けないことがある)
- 4 . 廃液は 3 次洗浄水まで貯留すること。(酸、アルカリ溶液は除く)
- 5 . 容器には含有物名、研究室名を明記すること。
- 6 . 搬出時は、蓋をしっかりと閉め、損傷のあるものは受け付けない。
- 7 . 不明な点は、担当部署まで問い合わせること。

無機廃液区分表

	第2種廃棄物	分 類	取り扱い上の注意事項
	— 1	酸及びアルカリ廃液（概ね5 M以上）	1. 左記以外の溶液は、充分(0.1M以下)希釈して流しへ 2. 洗浄水は流しへ
	— 2	水銀化合物を含む廃液	水銀濃度を明記すること
	— 3	カドミウム及びその化合物を含む廃液	1. 有害物質を含むため、取扱いに注意すること 2. アンモニウムイオン、キレート化合物を多量に含む場合には、必ずその内容を明記すること 3. 混合化合物を明記すること
	— 4	鉛及びその化合物を含む廃液	
	— 5	クロム及びその化合物を含む廃液	
	— 6	2、3、4、5、7、8、10を除く一般重金属廃液 例:Cu,Mn	
	— 7	クロム酸混合液（クロム硫酸）廃液	1. 強酸かつ有害なので、取扱いに特に注意すること 2. 有機物を混入させてはならない
	— 8	砒素及びその化合物を含む廃液	1. 有害物を含むため、取扱いに特に注意すること 2. 混合化合物を明記すること
	— 9	セレン及びその化合物を含む廃液	
	— 10	アンチモン、ベリリウム、オスmium、タリウム及びその化合物を含む廃液	
	— 11	シアン及びその化合物を含む廃液	1. 遊離シアンを含む廃液 2. 強酸を混入させてはならない（シアン化水素ガス発生） 3. 廃液をアルカリ性に保つこと
	— 12	フッ化水素酸、フッ素化合物を含む廃液	1. フッ化水素酸を原液のまま収集容器に投入しないこと 2. 強酸を混入させてはならない（フッ化水素ガス発生） 3. 可能な限り廃液をアルカリ性に保つこと 4. 混合化合物を明記すること
	— 13	ホウ素を含む廃液	
	— 14	写真現像廃液	定着液を混入させた場合は、その旨を明記すること
	— 15	写真定着廃液	現像液を混入させた場合は、その旨を明記すること

混合液で区分に困ったときは、(2 > 11 > 8,9,10 > 12 > 7 > 3,4,5 > 6 > 13) の優先順位で分ける
その他不明な点は担当者まで問い合わせること

研究室及び実習・実験室から排出される廃棄物分類表

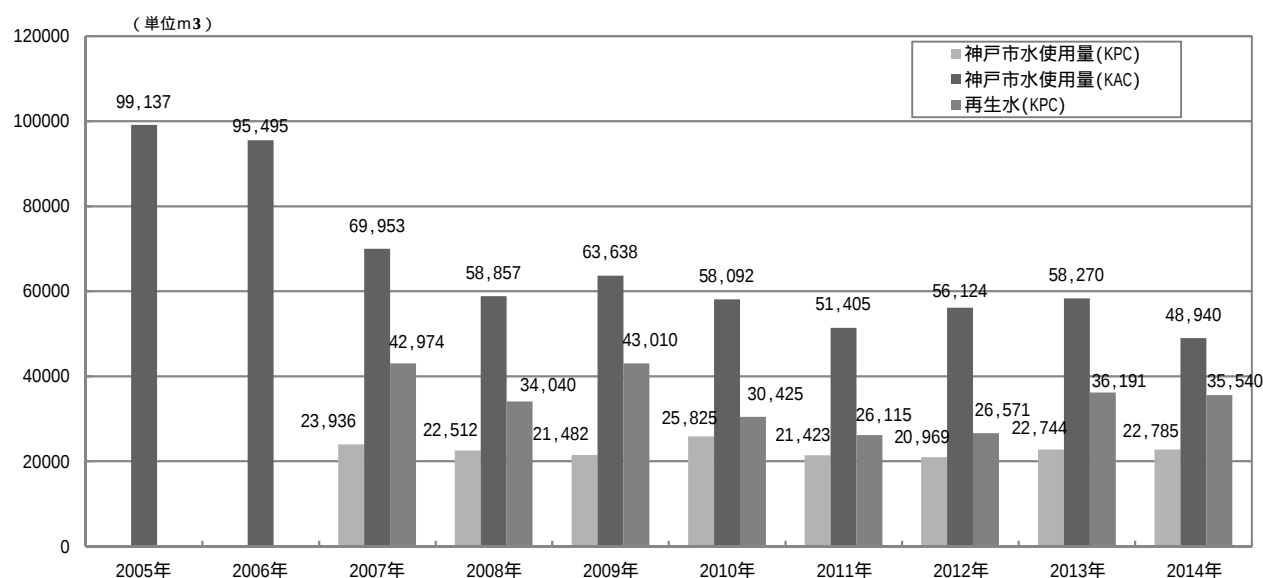
種別	排水及び廃棄物名	廃棄物等処理方法	研究室及び実習・実験室での適正分類方法
第1種廃棄物	研究及び実習・実験に伴う洗浄排水	中和処理施設	研究室及び実習・実験室内の流しに流す（洗浄ルールを守ること） （薬品類名） 塩酸・硫酸・硝酸・水酸化ナトリウム・酢酸・水酸化カリウム・メタノール・エタノール等の水に可溶性で、特に濃厚又は多量でない限り生活環境を汚染することがないと認められるもの
第2種廃棄物	無機廃液	委託業者による回収処理	不定期に回収するので、各研究室で保管する （無機廃液区分表参照）
第3種廃棄物	有機廃液	委託業者による回収処理	可燃性（ベンゼンおよびベンゼンを含む廃液は別に貯留）と不燃性、に分ける 不定期に回収するので、各研究室で保管する （有機溶媒、廃油、有機化合物等）
第4種廃棄物	汚泥	委託業者による回収処理	不定期に回収するので、各研究室で保管する （廃棄試薬等）
第5種廃棄物	感染性廃棄物 実験動物死体	委託業者による回収処理	血液等が付着した _____ 不定期に回収するので、各研究室で保管 ガーゼや注射針等 _____ し、感染性廃棄物取扱い要領を参照 （ 1 ） 実験動物死体 _____ 実験動物の取扱い要領を参照
第6種廃棄物	医療系廃棄物 粗大ゴミ 生ゴミ 蛍光灯 乾電池	委託業者による回収処理	医療系廃棄物 _____ 専用ビニール袋に入れ廃棄する（ 2 ） 粗大ゴミ _____ 一般粗大ゴミはゴミ分別ステーションへ 生ゴミ _____ 生ゴミ廃棄の利用基準を参照 使用済蛍光灯 _____ 各建物のゴミ回収場所に立てかける 使用済乾電池 _____ 管財事務室へ持参する

- 1 注射針及び血液が付着したものは、すべて感染性廃棄物として処理する。
- 2 実験室及び研究室からでる実験系廃棄物は、すべて医療系廃棄物として専用ビニール袋に入れ処分する。

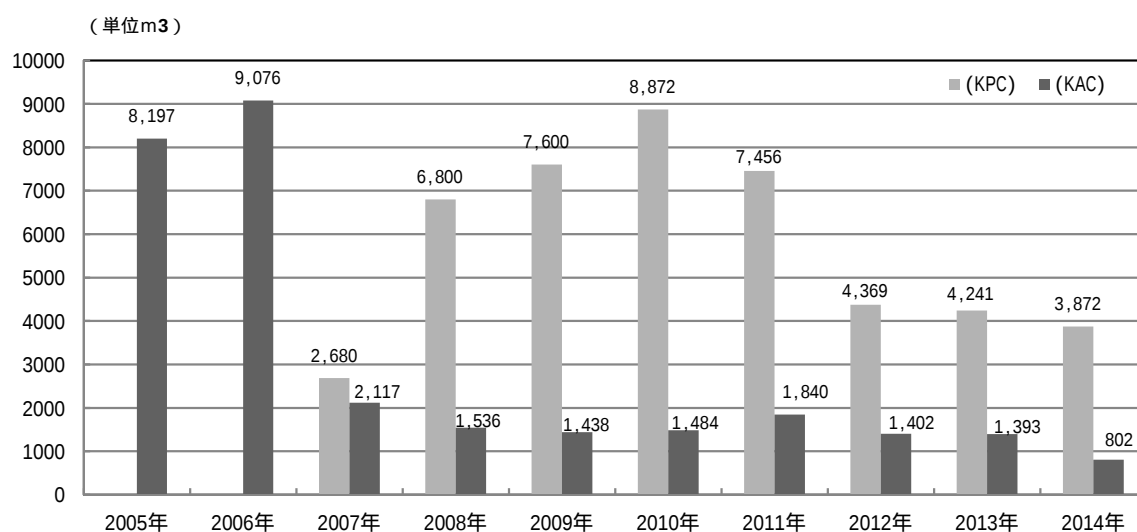
排水系統の種類

排水の名称	排水の種類	排水量 m ³ /日	処理方法
実験洗浄排水	重金属を含まない実験室洗浄排水	200	酸、アルカリ剤注入による調整、次亜塩素酸ナトリウム定量注入による消毒後公共下水道へ
生活排水	汚水・雑排水	—	公共下水道へ
雨水	雨水排水	—	公共下水道へ

神戸市水使用量 推移グラフ



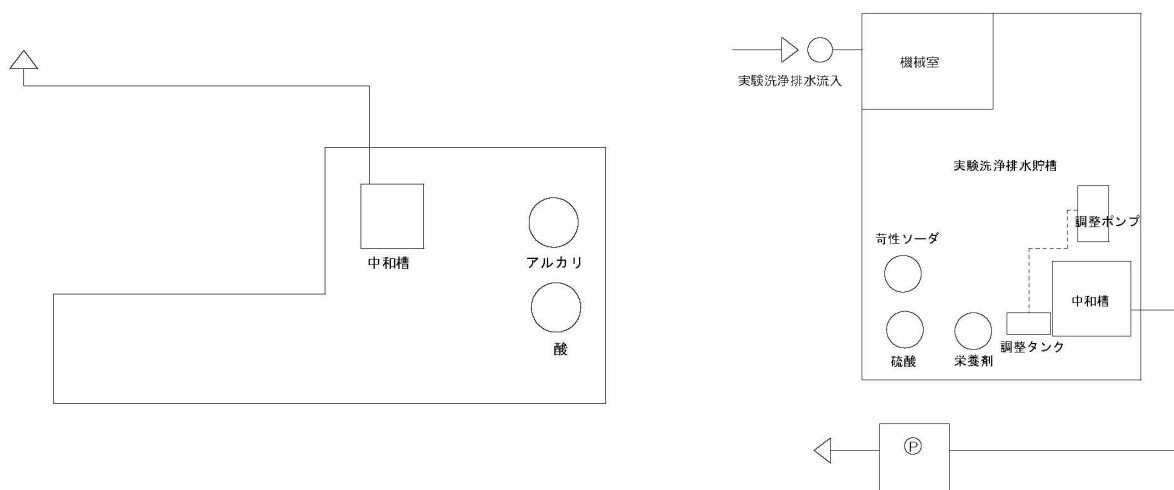
実験洗浄排水 推移グラフ



実験洗浄排水処理施設（中和処理施設）

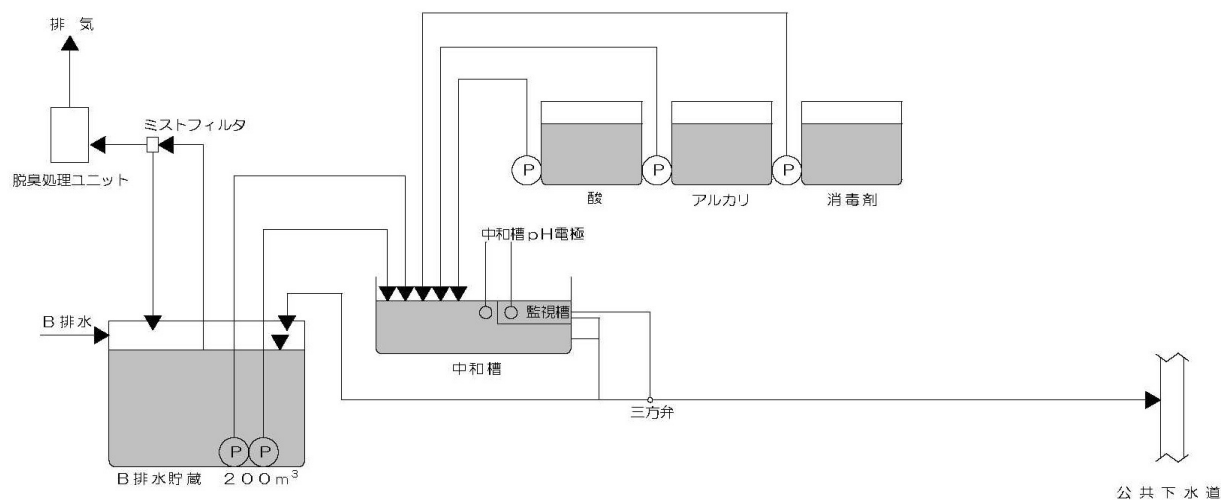
ポートアイランドキャンパス

有瀬キャンパス

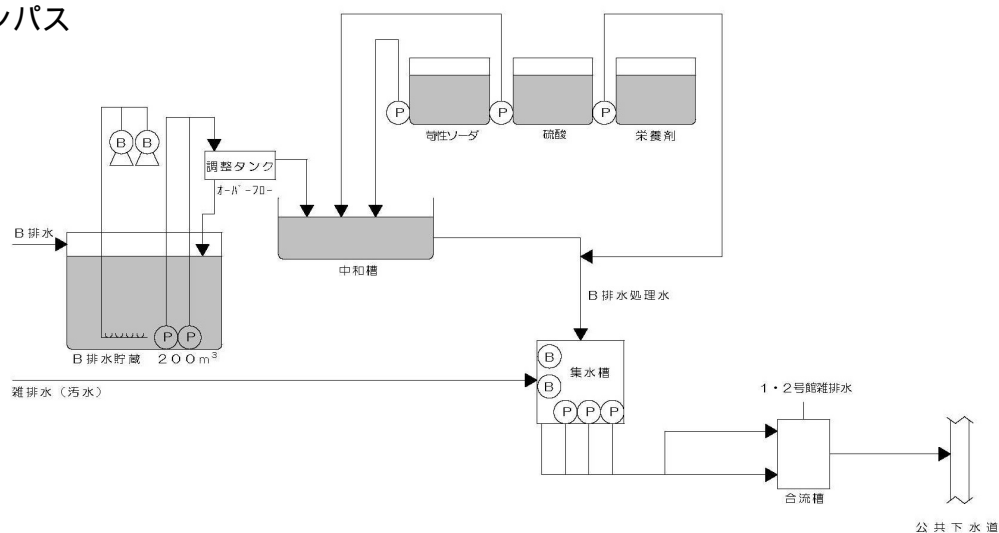


実験洗浄排水処理施設（中和処理施設）フローシート

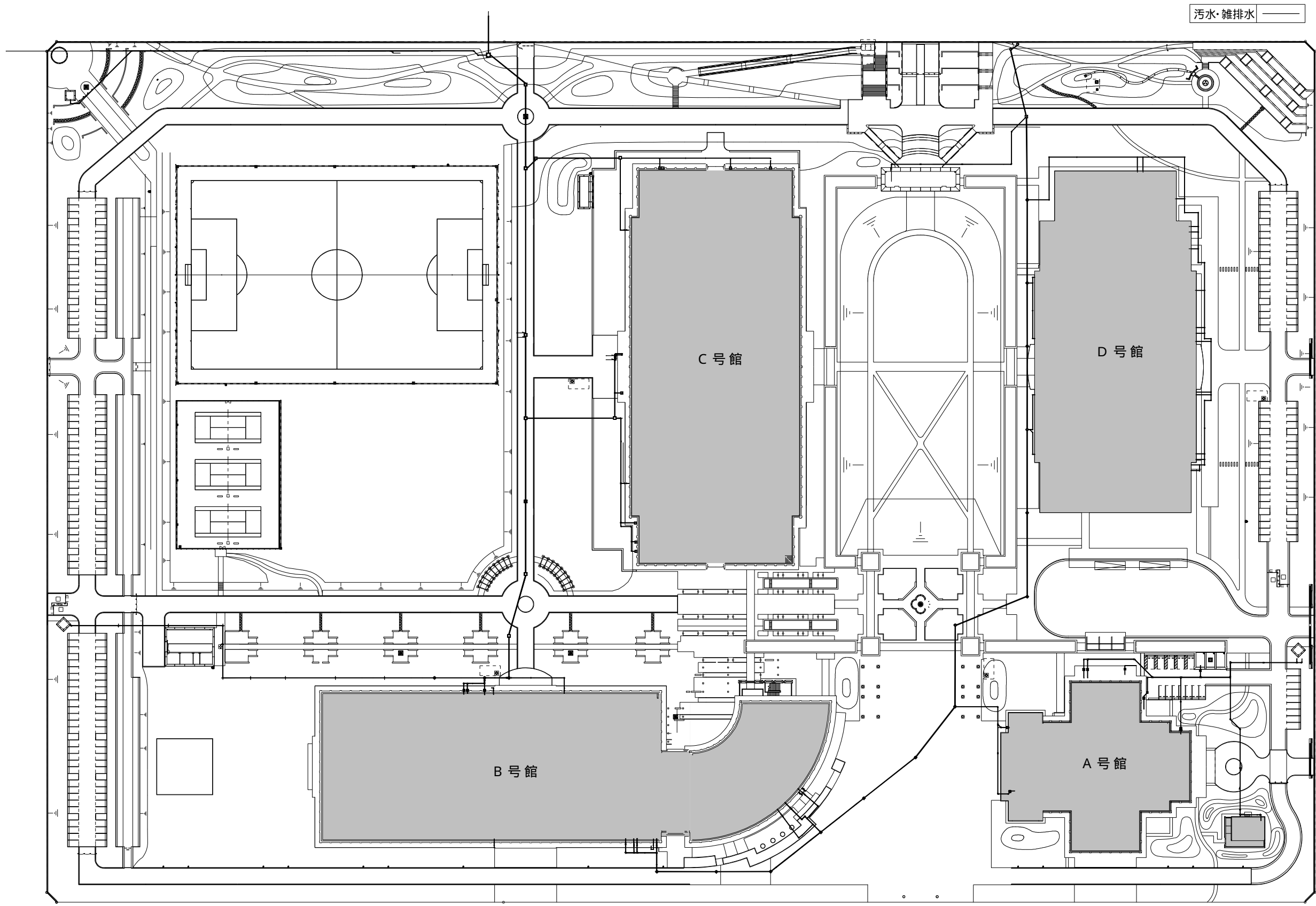
ポートアイランドキャンパス



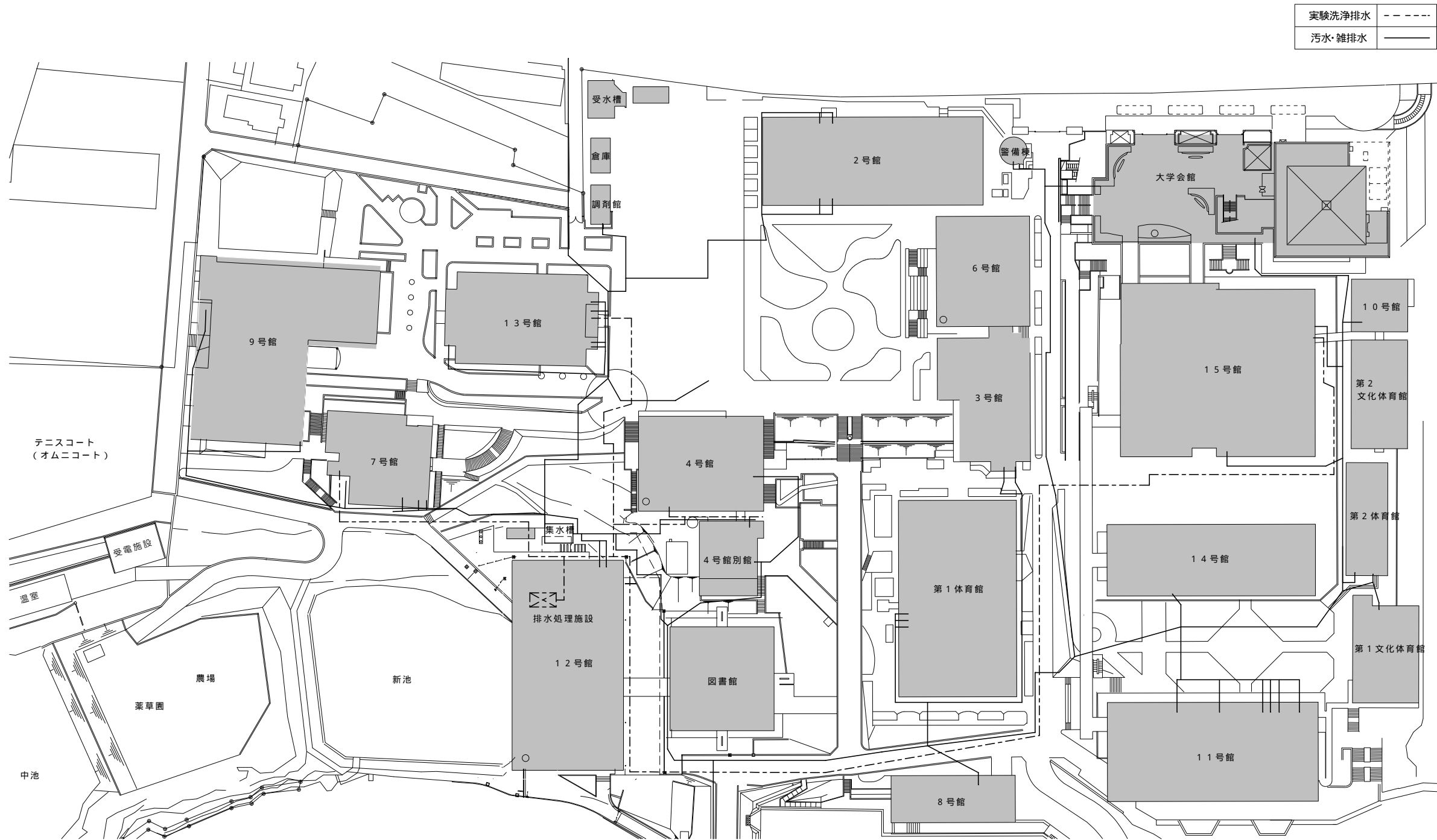
有瀬キャンパス



ポートアイランドキャンパス排水導入管布設図



有瀬キャンパス排水導入管布設図



■ 下水道法及び神戸市下水道条例による排除基準

1. 処理不可能項目（下水処理場では処理できない項目）

(1)健康項目(人の健康に係る被害を生じる恐れのある項目)

(単位：mg / L)

ダイオキシン類

項 目	排除基準
ダイオキシン類	10pg - TEQ/L 以下

ダイオキシン類以外

項 目	排除基準(mg/L 以下)		
	下水道法		水質汚濁防止法
	東灘・中央・垂水処理区	ポートアイランド 処理区	
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03
シ ア ン 化 合 物	0.7	0.3	1
有 機 燐 化 合 物	0.7	0.3	1
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1	0.1	0.1
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.35	0.1	0.5
砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.1	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ボ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	0.003	0.003	0.003
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.2	0.2	0.2
四 塩 化 炭 素	0.02	0.02	0.02
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04	0.04	0.04
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1	1	1
シス－1, 2 ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3	3	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1	0.1	0.1
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1	0.1	0.1
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.02	0.02	0.02
チ ウ ラ ム	0.06	0.06	0.06
シ マ ジ ン	0.03	0.03	0.03
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2	0.2	0.2
ベ ン ゼ ン	0.1	0.1	0.1
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1	0.1	0.1
ほう 素 及 び そ の 化 合 物	230	230	10
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物	15	15	8
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.5	0.5	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	—	100

規制：本学の特定事業場は 16 頁（イ）及び（ロ）の規制を受ける。

(2)環境項目（生活環境に係る被害を生じる恐れのある項目）

項 目	排除基準	項 目	排除基準
フ ェ ノ ー ル 類	5 以下	鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶 解 性)	10 以下
銅 及 び そ の 化 合 物	3 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下
亜鉛及びその化合物	2 以下	クロム及びその化合物	2 以下

(単位：mg/L)

規制：本学は日排水量が30m³以上の特定事業場なので、16 頁（イ）及び（ロ）の規制を受ける。

2．処理可能項目（下水処理場で処理できる項目）

項 目		排 除 基 準	
水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)		5 を越え 9 未満	
○生物化学的酸素要求量 (B O D)		2 , 0 0 0 以下	
○浮 遊 物 質 量 (S S)		2 , 0 0 0 以下	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	○イ 動植物油脂類含有量	1 5 0 以下	
	ロ 鉱油類含有量	5 以下	
		東灘・中央・垂水・玉津 流域下水道処理区	鈴蘭台・ポートアイランド 処理区
窒素含有量		1 , 2 0 0 以下	6 0 0 以下
磷含有量		1 6 0 以下	8 0 以下

○は月排水量が500m³以下の事業場には適用されない。

は日排水量が50m³以下の事業場には適用されない。

〔単位：水素イオン濃度は水素指数・その他はmg/L〕

規制：本学は日排水量から50m³以上の特定事業場なので、16 頁（イ）及び（ロ）の規制を受ける。

3．施設損傷項目（下水道の施設を損傷する恐れのある項目）

項 目	排 除 基 準
温 度	4 5 未満
沃 素 消 費 量	2 2 0 mg / L 未満

規制：全ての事業場が16 頁（ハ）及び（ニ）の規制を受ける。

規制内容

(イ) 改善命令等(下水道法第37条の2)

排除基準に適合しない汚水を下水道に排除する恐れがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理方法について改善を命じたり、特定施設の使用若しくは下水道への汚水の排除の停止を命じられることがある。

(ロ) 排除基準に違反の時(下水道法第46条の2)

下水道へ排除される汚水の水質が排除基準に違反したとき、直ちに罰則が適用される。

(ハ) 除害施設の設置等の指示等(神戸市下水道条例第13条)

排除基準に適合しない汚水を下水道に排除するときは、除害施設の設置を指示し、または命じることがある。

(ニ) 除害施設の改善命令等(神戸市下水道条例第14条)

除害施設の設置にも拘わらず、排除基準に適合しない汚水を排除するときは、除害施設の改善その他必要な措置を命じ、または汚水の排除の一時停止を命じることがある。

■ 有機溶媒（廃油）等の取扱いについて



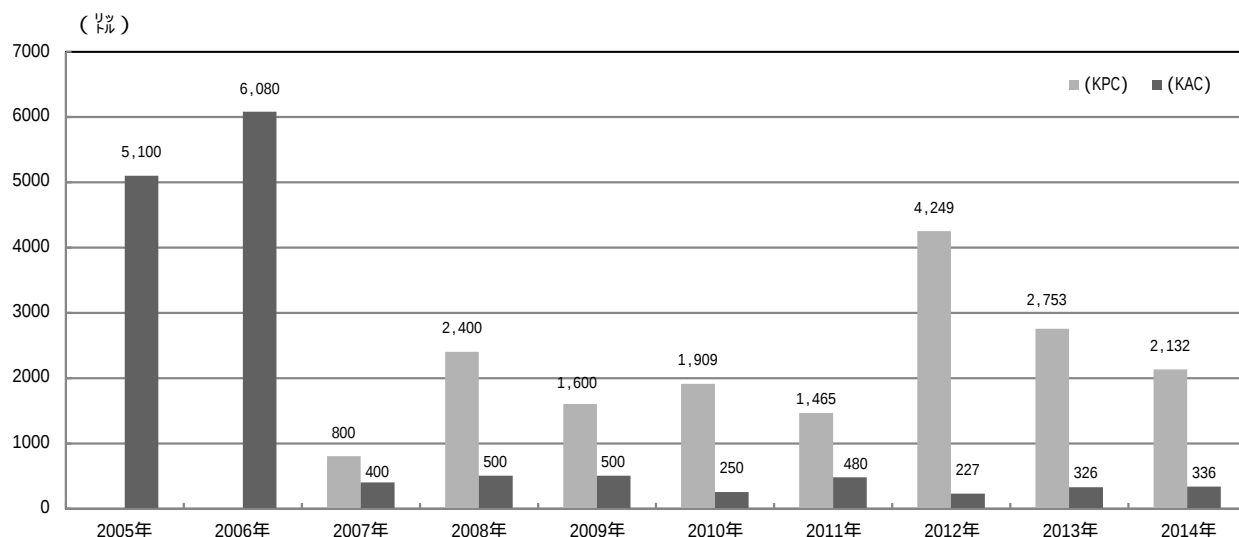
大学や研究機関から出る実験等の廃棄物は産業廃棄物と同様の扱いを受けている。有機溶媒（廃油）等については、爆発性等その他の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものなので、特別管理産業廃棄物として区別され、普通の産業廃棄物処理とは異なるので、下記の取扱いにより廃棄をすること。

有機溶媒（廃油）等の処理について

- 1．有機溶媒（廃油）等は、可燃性有機廃液、不燃性有機廃液（ハロゲン・フェノール類）、ベンゼンおよびベンゼンを含む廃液に分別貯留する。
- 2．収集容器には、原液の他に、水質基準の定められている物質を含む場合は3回まで、含まない場合は2回までの洗浄水を貯留する。
- 3．可燃性有機廃液（ベンゼンおよびベンゼンを含む廃液は除く）は、指定場所において専用容器（ドラム缶）へ移し入れ、指定業者により回収する。
- 4．不燃性有機廃液、ベンゼンおよびベンゼンを含む廃液は、容器のまま指定業者により回収する。
- 5．指定場所とは、危険物貯蔵庫前をいう。
- 6．回収処理日(不定期)は、環境保全委員会が決定し、通知する。
- 7．回収日までにメールにて廃棄物名、数量を報告する。

塩素が含まれる有機廃液はすべて不燃性有機廃液と同様に容器のまま回収する。（ドラム缶に移し入れないように注意する）

有機溶媒処理量推移グラフ（有瀬キャンパス）



■ 廃棄試薬の取り扱いについて

大学からは、量は少ないが多種類の廃棄物が排出されている。事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。各研究室から発生する廃棄試薬（不要薬品）については、下記の取り扱いにより廃棄すること。



廃棄試薬の処理について

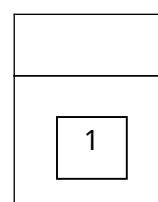
- 1．回収処理日（不定期）は、環境保全委員会が決定し、通知する。
- 2．リスト表を作成し担当部署に提出する。

（例）リスト表

番号	廃棄試薬名	等級	量	本数	状態	備考
1	水酸化ナトリウム	精密 特級 一級	350 g	1	密封 開	
2	フェノール	精密 特級 一級	500 g	1	密封 開	
3		精密 特級 一級				

- 3．作成したリスト表の番号を基に、廃棄試薬にも同じ番号でわかりやすいように記入する。

（例）白ビニールテープ等を貼り、マジックで番号を記入する。 < 廃棄試薬瓶 >



- 4．回収処理日の指定時間に指定場所（K P CはC号館1階雨水処理室前・K A Cは4号館3階外部廊下）へダンボール等に入れて搬出

■ 実験動物の取扱いについて

実験等を終了し、または中断した実験動物はできる限り苦痛を与えないように適切な処置をし、実験動物の生命の尊厳さを最後まで心に刻み、敬虔な感謝の念と彼らの死を弔う心を忘れてはならない。

実験動物の死体は、不透明な袋に入れ、その都度またはフリーザーに保管後、以下に示す実験動物の処理要領に基づき回収を行う。処理については指定業者による委託処分とする。



■ 実験動物の取扱い要領 ■

1. 実験動物の死体は、C号館1階動物室（ポートアイランドキャンパス）・7号館5階廊下（有瀬キャンパス）に設置してあるフリーザーに持参し、保管すること。
2. 持ち込んだ実験動物は計量を行い、フリーザー内の専用収納容器に入れて必要事項を台帳に記入すること。（満杯になった収納容器は、専用のシールで蓋の角に2ヶ所貼り、蓋の上にマジックで大きく×を書くこと）
3. フリーザー内の実験動物の定期回収は、ポートアイランドキャンパスは隔週の木曜日、有瀬キャンパスは第1週目の木曜日に行う。

■ 感染性廃棄物の取扱いについて



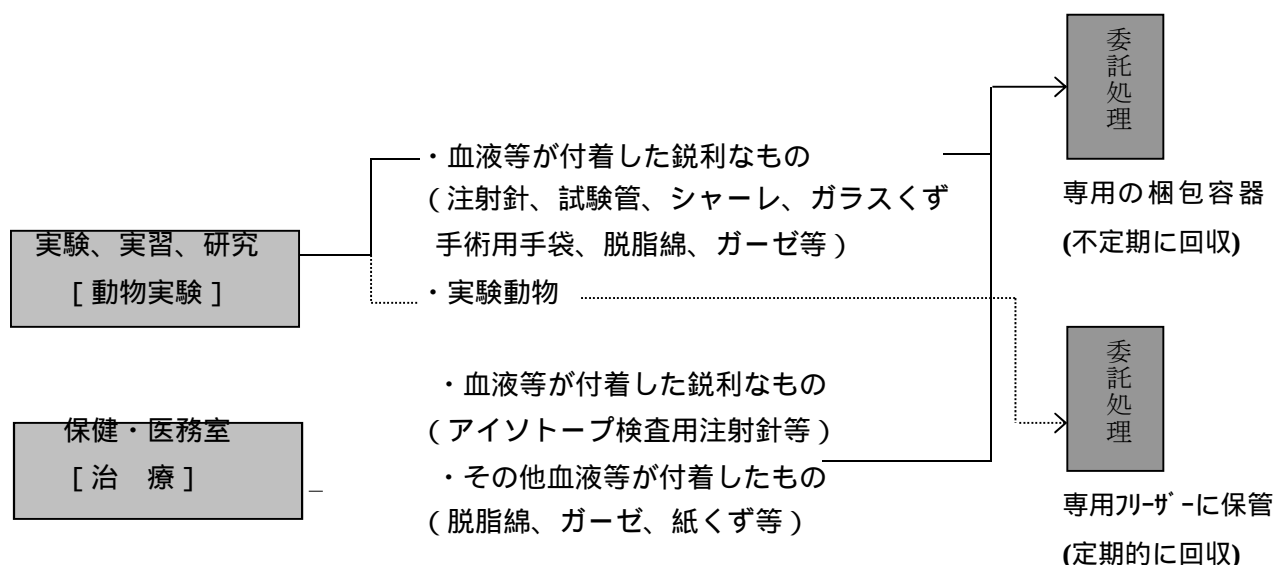
医療関係機関から出る感染性廃棄物（血液、注射針、実験動物等）は、家庭から出るゴミと違って事業系廃棄物となる。事業系廃棄物は、医療関係機関自らの責任において、自ら又は他者に委託して適正に処理しなければならない。

本学では、実験、実習、研究（実験動物等）活動により、少量の医療廃棄物が排出されて

いる。特に、注射針や血液付着物等の感染性廃棄物が不適正に処理されると感染症の発生するおそれがある。

このため、本学では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき下記の医療関係廃棄物フローシート及び次頁の「感染性廃棄物取扱い要領」により適正に処理を実施している。

神戸学院大学 医療関係廃棄物フローシート



感染性廃棄物とは、医療行為等に伴って発生する廃棄物のうち、血液や、血液等が付着した注射針、ガーゼ類など感染症を生ずるおそれのある次のものをいう。

廃棄物の種類	例
1．血液等	血液、血清、血漿、体液（精液も含む）、血液製剤等
2．血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
3．病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	試験、検査等に使用した試験管、培地、シャーレ、 実験動物の死体等
4．その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験、手術用の手袋、紙くず、繊維くず、（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等
5．汚染物若しくはこれらが付着した又はそれらのおそれのあるもので 1～4 に該当しないもの 1	汚染物が付着した廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等

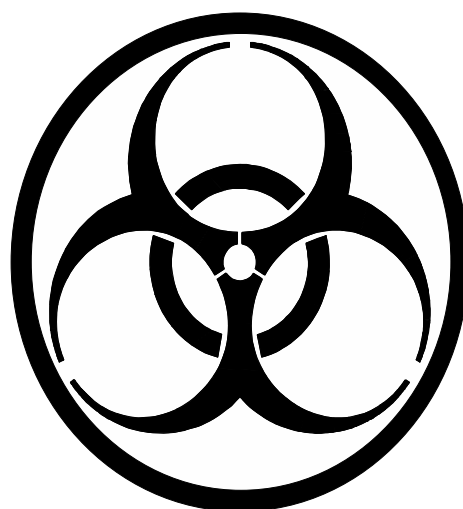
- 注 1 伝染病の感染症に罹患した患者等から発生したもので、感染のおそれがあるものは感染性、感染のおそれのないものは医療系に分類する。
- 2 透析器具等の対外循環用ディスポーザル器具については、血液の付着したものは感染性、付着していないものは医療系に分類する。

上記の表内に書かれているものの網かけ部分以外は感染性専用容器に入れて保管し、有機溶媒の処理時に容器一杯にして指定場所まで持って来ること。

網かけ部分の実験動物の死体（放射性物質および感染性疾患の起因菌で汚染された物を除く）については、定期的に回収し委託処分するので、専用収納容器に入れて、処分すること。

尚、感染性廃棄物容器には右のバイオハザードマークをつけないといけない。

感染性廃棄物専用容器は常にストックしてあるので、希望の研究室は担当部署まで連絡のこと。



■ 医療系廃棄物の取扱いについて

実験、実習、研究活動によりでる廃棄物（薬品類のガラスくず、金属くず、ゴムくず、廃プラスチック類等）は、医療系廃棄物として他のゴミと分別し、専用のビニール袋に入れゴミ分別ステーション内医療系廃棄物エリアに廃棄すること。処理については、指定業者により回収処分を実施している。



バイオハザードマークが付いている廃棄物(ビニール袋含む)については、オートクレーブで滅菌処理をしているものであっても感染性廃棄物として処理すること

■ 生ゴミの取扱いについて（有瀬キャンパス）

実験、実習、研究活動によりでる生ゴミの廃棄については、下記の「生ゴミ廃棄の利用基準」に従って廃棄すること。

生ゴミ廃棄の利用基準

- 1．生ゴミは定期的に指定場所において指定業者（株式会社山陽）により回収するものとする。
- 2．定期的とは、月曜日～土曜日の朝回収することをいう。
- 3．長期の休み（8、9月及び2、3月）については回収しないものとする。
- 4．指定場所とは3号館南東側角地付近をいう。
- 5．生ゴミは、指定日（月曜日～土曜日）にビニール袋に詰めてポリペールにより指定場所に出すものとする。
- 6．指定日以外は生ゴミを出さないようにすること。

■ P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）について

P R T R法は、種々の有害あるいはその可能性がある化学物質の環境への排出量を把握することにより化学物質取扱い者の自主的な管理体制の改善を促進し、化学物質による環境破壊や生態系への悪影響を未然に防止する目的で平成11年7月に公布、13年4月より施行されている。

P R T R法では対象となる化学物質を「第一種指定化学物質」として462物質が指定されている。また、P R T R法の対象事業者は政令で指定され、大学等の研究機関もその対象となっており毎年対象化学物質の経路別排出量の把握をし、一

物質の取扱い量が一定数以上ある場合に届出が義務づけられた。このため、各研究室においては、使用化学薬品類の購入から経路別の排出までの大学への報告書提出が要請されるためいっそうの一元管理が必要である。図1に研究室における化学物質管理例を示したので参考にされたい。

なお、P R T R法の概要については図2を参照されたい。

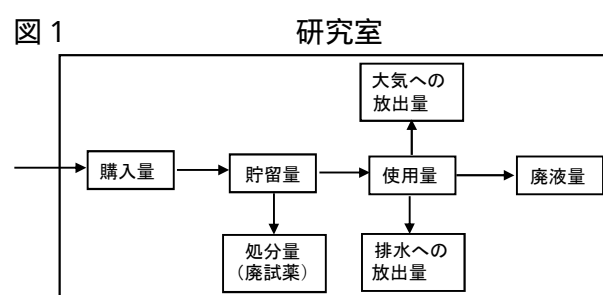
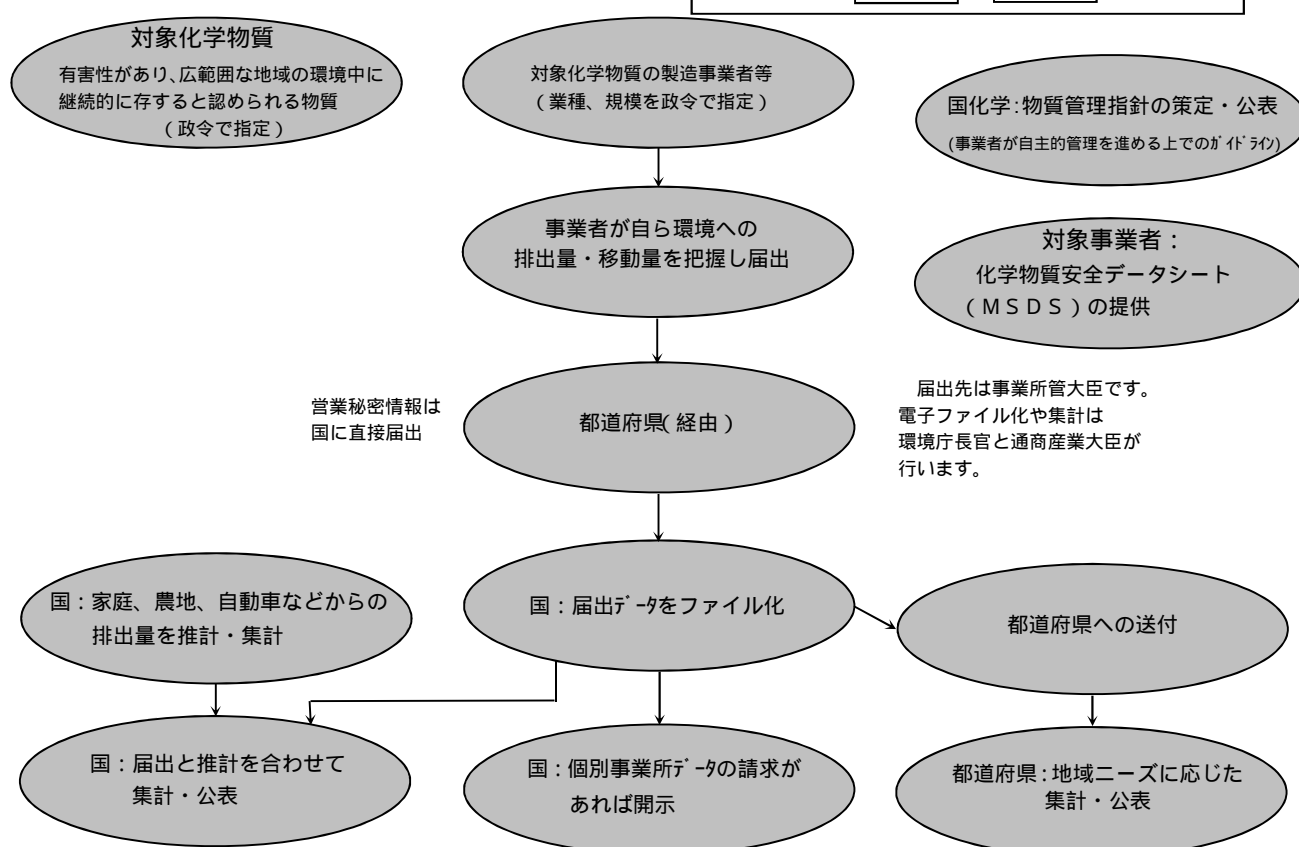
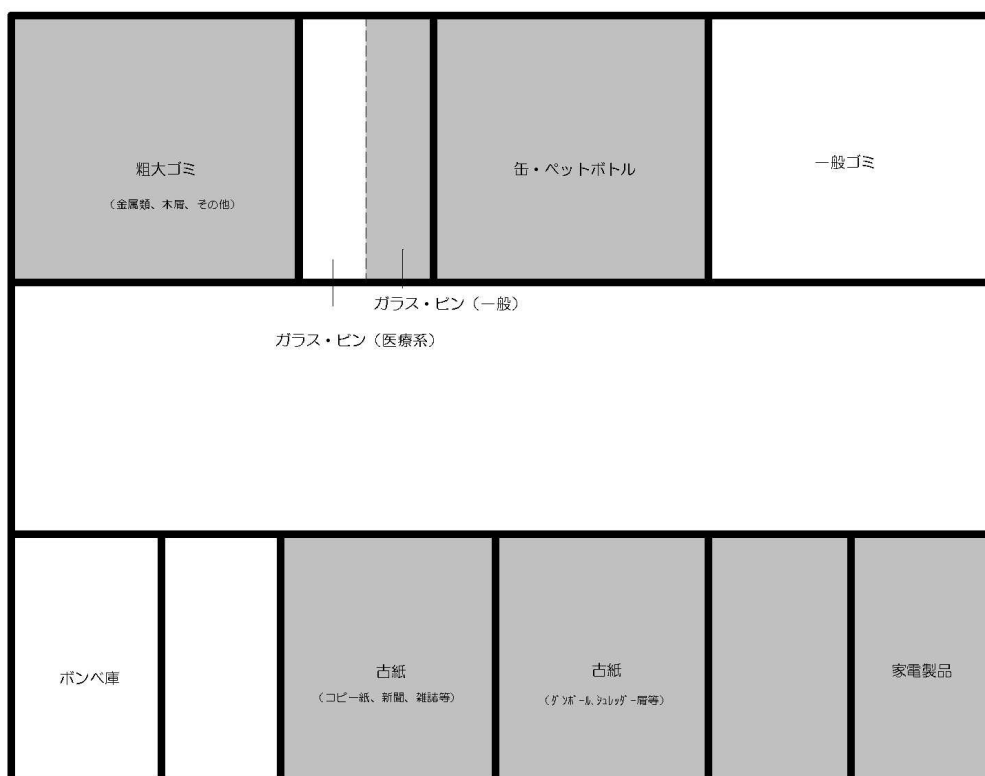


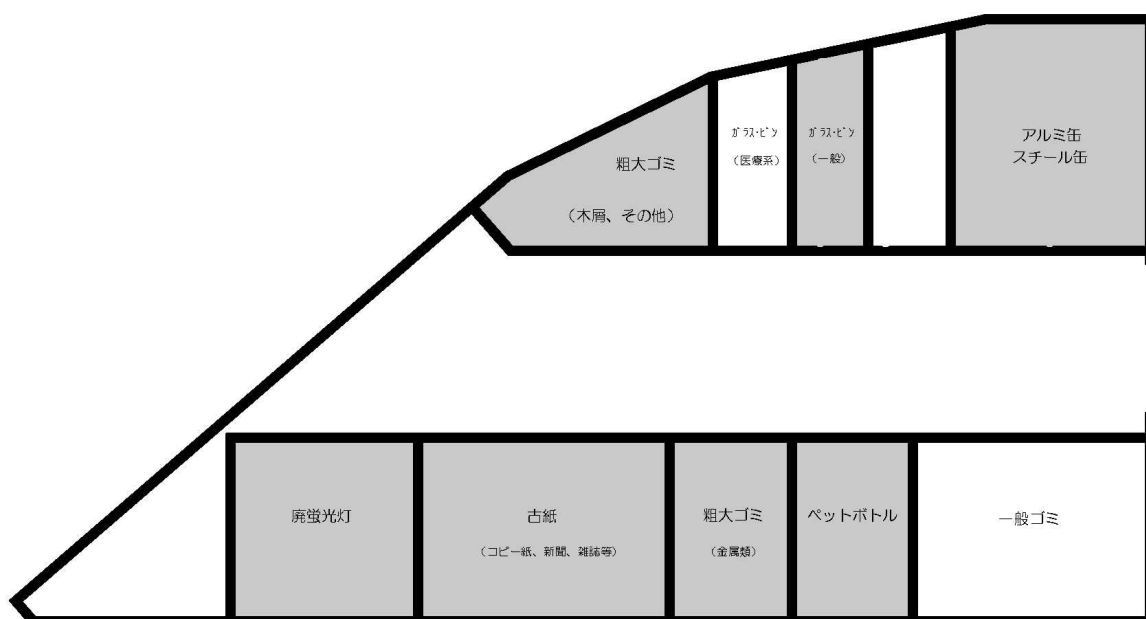
図2



ポートアイランドキャンパスゴミ分別ステーション



有瀬キャンパスゴミ分別ステーション



産業廃棄物とは

全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次表に掲げる20種類のものは産業廃棄物である。

これら以外のものは一般廃棄物である。

表 1 産業廃棄物の種類

種 類	具 体 的 な 例
(1) 燃えがら	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥） 産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物 （集じん装置に補足されたものは、(19)ばいじんとして扱う。）
(2) 汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ペントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂なども該当する。
(7) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業、印刷物加工業に係るもの P C B が塗布され又は染み込んだもの（全業種）
(8) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの P C B が染み込んだもの（全業種）
(9) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）、 P C B が染み込んだもの（全業種）
(10) 動植物性残さ	（食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業）原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物－醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす （なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。）
(11) 動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物

(12) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類）
(13) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
(14) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
(15) 鋳さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラのノロ、鋳物廃砂、不良鋳石
(16) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等の破片等物他	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不燃物
(17) 動物のふん尿	畜産農業に係るもの
(18) 動物の死体	畜産農業に係るもの
(19) ばいじん（ダスト類）	（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ廃プラスチック類の焼却施設）において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕捉したもの
(20) 処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの－コンクリート固形化物など

は、具体的な例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。

特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものを特別管理産業廃棄物として、普通の産業廃棄物と区別している。特別管理産業廃棄物については、通常の産業廃棄物より厳しい管理が必要とされる。

表 2 特別管理産業廃棄物の種類

種 類	内 容
(1) 廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
(2) 廃 酸	著しい腐食性を有するもの（pH 2.0 以下のもの）
(3) 廃 アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH 12.5 以上のもの）
(4) 感染性廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
(5) 特定有害産業廃棄物	
廃 P C B	廃 P C B (原液) 及び P C B を含む廃油
P C B 汚染物	1. P C B が染み込んだ汚泥 2. P C B が塗布され、又は染みこんだ紙くず 3. P C B が染みこんだ木くず若しくは繊維くず 4. P C B が付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず 5. P C B が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
P C B 処理物	廃 P C B 等又は P C B 汚染物を処分するために処理したもので P C B を含むもの
指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
鉍 さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの
廃 石 綿 等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
燃 え 殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
ば い じ ん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃 油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
汚泥、廃酸又は 廃 アルカリ	重金属等、P C B、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの

表3 金属類等を一定濃度を超過て含むものに係る判定基準

種 類	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）	
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと		
水銀	0.005	0.05	0.005		
カドミウム	0.3	1	0.3		
鉛	0.3	1	0.3		
有機燐					
六価クロム	1.5	5	1.5		
砒素	0.3	1	0.3		
シアン					
P C B				廃油:0.5mg/kg	
トリクロロエチレン				3	0.3
テトラクロロエチレン				1	0.1
ジクロロメタン				2	0.2
四塩化炭素				0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン				10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン				30	3
1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02
チラウム					
シマジン					
チオベンカルブ					
ベンゼン				1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3		
1,4-ジオキサン	0.5 ¹⁾	5 ¹⁾	0.5 ¹⁾	5	0.5
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3ng/g ²⁾	100pg/L ²⁾	3ng/g ²⁾		

注 1)ばいじん及びその処理物に適用する。

2)鉱さい及びその処理物に適用する。

種 類	汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	汚泥 (m g / L)	廃酸・廃アルカリ (m g / L)	処理物（廃酸・廃 アルカリ） (m g / L)	処理物（廃酸・廃 アルカリ以外） (m g / L)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀	0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.3	1	1	0.3
鉛	0.3	1	1	0.3
有機燐	1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	1	0.3
シアン	1	1	1	1
P C B	0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン	0.3	3	3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.2	0.2	0.02
チラウム	0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン	0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ	0.2	2	2	0.2
ベンゼン	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類 (単位はTEQ換算)	3ng/g	100pg/L	100pg/L	3ng/g

● 環境関連法規一覧

環境保全に係る法規			
環境基本法	1993年11月19日	振動規制法	1976年6月10日
水質汚濁防止法	1970年12月25日	工業用水法	1956年6月11日
大気汚染防止法	1968年6月10日	環境影響評価法	1997年6月30日
土壌汚染対策法	2002年5月29日	地球温暖化対策の推進に関する法律	1998年10月9日
下水道法	1958年4月24日	建築用地下水の採取の規制に関する法律	1962年5月1日
騒音規制法	1968年6月10日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1992年6月5日
悪臭防止法	1971年6月1日		
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律			2004年6月2日
環境教育等による環境保全の取組みに関する法律			2003年7月25日
生物多様性基本法			2008年6月6日
資源・廃棄物に係る法規			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律			1970年12月25日
循環型社会形成推進基本法			2000年6月2日
資源の有効な利用の促進に関する法律			1991年4月26日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律			1995年6月16日
特定家庭用機器再商品化法			1998年6月5日
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律			2000年5月31日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律			2000年5月31日
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律			2000年6月7日
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法			2001年6月22日
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律			1992年12月16日
化学物質などに係る法規			
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律			1999年7月13日
消防法			1948年7月24日
高圧ガス保安法			1951年6月7日
農薬取締法			1948年7月1日
毒物及び劇物取締法			1950年12月28日
麻薬及び向精神薬取締法			1953年3月17日
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律			1973年10月16日
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律			1995年4月5日
サリン等による人身被害の防止に関する法律			1995年4月21日
ダイオキシン類対策特別措置法			2000年7月16日
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律			1988年5月20日
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律			2001年6月22日
健康・安全に係る法規			
労働安全衛生法			1972年6月8日
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律			1957年6月10日

神戸学院大学環境保全規則

(2001年4月1日 制定)

改正 2007年4月1日 2008年4月1日
2009年4月23日

(目的)

第1条 この規則は、神戸学院大学(以下「本学」という。)における教育研究活動に伴い発生する廃棄物(放射性物質及びこれにより汚染された物並びに毒劇物を除く。)の適正な処理による本学及び周辺地域の環境保全に資するとともに、本学における環境保全の教育及び広報活動を推進することを目的とする。

2 放射性物質及びこれにより汚染された物の処理については、神戸学院大学有瀬キャンパス放射線障害予防規程に定めるところによる。

3 毒劇物の廃棄処理については、神戸学院大学毒劇物管理規則に定めるところによる。

(環境保全委員会)

第2条 環境保全及び廃棄物処理を円滑に行うため、神戸学院大学環境保全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の規定は、別に定める。

(廃棄物の区分)

第3条 廃棄物を次のように区分する。

(1)第1種廃棄物 別表に掲げる第1種薬品類の廃棄物

(2)第2種廃棄物 別表に掲げる第2種薬品類の廃棄物

(3)第3種廃棄物 別表に掲げる第3種薬品類の廃棄物

(4)第4種廃棄物 別表に掲げる廃棄物

(5)第5種廃棄物 別表に掲げる廃棄物

(6)第6種廃棄物 別表に掲げる廃棄物

(処理施設等の設置)

第4条 廃棄物のうち有害物質を処理する施設として、第1種廃棄物処理のために中和処理施設を設置する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第5条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第4項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「廃棄物管理責任者」という。)を置く。

2 廃棄物管理責任者は、委員会のうちから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17に規定する資格を有する者をもって充てる。

(部署長の責務)

第6条 部署長は、当該部署における環境保全及び廃棄物の処理を円滑に行うため、必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則実施に必要な事項は、委員会が定める。

別 表

種 別	薬 品 類 名
第 1 種 廃 棄 物	塩酸・硫酸・硝酸・水酸化ナトリウム・酢酸・水酸化カリウム・メタノール・エタノール・ジ オキサン等の水に可溶性で、とくに濃厚又は多量でない限り生活環境を汚染することがないと 認められるもの
第 2 種 廃 棄 物	シアン化合物(ニトリル・イソニトリルを含む)・鉛・クロム・ヒ素及びその化合物・銅・鉄・ 亜鉛・マンガン・銀・スズ・コバルト・バナジウム・ニッケル・モリブデン・タングステン・ タリウム・アンチモン・ビスマスの化合物・フッ素化合物・有機リン化合物・及び酸・アルカ リでとくに濃厚又は多量のもの
第 3 種 廃 棄 物	有機溶媒・廃油・有機化合物・第1種及び第2種に属さない無機化合物
第 4 種 廃 棄 物	汚泥
第 5 種 廃 棄 物	小動物
第 6 種 廃 棄 物	生ゴミ・粗大ゴミ

(注)有機リン化合物とは、パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びE P Nをいう。

神戸学院大学環境保全委員会規則

(2001年4月1日 制定)

改正 2003年4月1日 2004年4月1日

2008年2月21日 2012年4月1日

2015 年

(設置)

第1条 神戸学院大学環境保全規則第2条の規定に基づき、神戸学院大学及び周辺地域の環境保全並びに廃棄物処理を円滑に行うために、神戸学院大学環境保全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(管理・運営)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)排水の水質検査に関すること
- (2)薬品類及び動物の廃棄又は処理に関すること
- (3)大気汚染及び環境の監視に関すること
- (4)廃棄物の処理及び清掃に関すること
- (5)その他環境保全に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1)各学部及び共通教育センターからそれぞれ若干名
- (2)事務局長、財務部長、管財事務グループ長及び管財事務グループリーダー

(任期)

第4条 前条第1号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運用)

第5条 委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1号の委員が欠席するときは、その委員の委任を受けた代理者の出席をもって、その委員が出席したものとみなす。
- 5 議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 電子メールによる審議をもって、委員会の開催に代えることができる。
- 8 前項による委員会開催の場合、委員会は電子メールの送信をもって成立し、議事は委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、管財事務グループにおいて行う。

(雑則)

第7条 この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

神戸学院大学毒劇物管理規則

(2000年4月1日 制定)

改正 2009年4月23日

(趣旨)

第1条 神戸学院大学(以下「本学」という。)における毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の適正な管理については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「毒劇物」とは、法に定める毒物及び劇物をいう。
- (2)「学部」とは、毒劇物を使用する学部をいう。

(管理の総括)

第3条 学長は、本学における毒劇物の管理について総括する。

(学部長の責務)

第4条 学部長は、当該学部における毒劇物の管理の実態を把握するとともに毒劇物の盗難、紛失その他の事故を未然に防止するための措置を講じなければならない。

- 2 学部長は、所属職員及び学生に対し、関係法令、取扱上の注意事項等の周知徹底を行い、安全管理及び意識の向上に努めなければならない。

(毒劇物保管管理責任者)

第5条 学部長は、毒劇物を適正に管理するため、使用実態に応じ毒劇物保管管理責任者(以下「管理責任者」という。)を定めるものとする。

- 2 放射性同位元素等を使用する研究室において、毒劇物を使用する場合の管理責任者は、神戸学院大学有瀬キャンパス放射線障害予防規定第11条に定める実験責任者が兼ねるものとする。
- 3 学部長は、第1項の管理責任者を定めたときは、様式第1号により学長に報告しなければならない。
- 4 学部長は、前項の管理責任者を廃止又は専用保管庫の設置場所を変更したときは、速やかに、様式第2号により学長に報告しなければならない。

(保管方法等)

第6条 管理責任者は、毒劇物の保管をしようとするときは、専用保管庫で行うものとし、一般の薬品等と別に保管しなければならない。

- 2 管理責任者は、盗難等防止のため専用保管庫の施錠を行うとともに、鍵の保管についても管理責任者が責任をもって管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、毒劇物を計画的に購入し、在庫の少量化に努めなければならない。

(毒劇物の表示)

第7条 管理責任者は、毒劇物の専用保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるように「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって、「劇物」の文字を表示しなければならない。

(受払簿)

第8条 管理責任者は、毒劇物を保管するときは、様式第3号による受払簿を備え付けなければならない。

- 2 管理責任者は、受払簿により、毒劇物の在庫及び使用量を把握しておくとともに、定期的に保管している毒劇物の数量を受払簿と照合して確認しなければならない。

(廃棄処理)

第9条 管理責任者は、使用する見込みのない毒劇物は、速やかに廃棄しなければならない。

- 2 管理責任者は、毒劇物を廃棄するときは、法第15条の2及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第40条の定めるところにより処理しなければならない。

(災害対策)

第 10 条 管理責任者は、地震等の災害による事故を防止するため、専用保管庫を壁や床等に固定したり、専用保管庫内の棚から毒劇物容器の転落を防止するための枠を設ける等の措置を講じなければならない。

(事故等の措置)

第 11 条 管理責任者は、毒劇物が盗難にあい又は紛失したときは、直ちにその旨を学部長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 管理責任者は、毒劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちに学部長に届け出るとともに、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。

3 学部長は、前項の届出を受けたときは、適正な措置を講じるとともに、直ちにその状況及び措置を学長に報告しなければならない。

(使用者の責務)

第 12 条 毒劇物の使用者はその取り扱いに細心の注意を払い、事故等が発生した場合には、直ちにその旨を管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 管理責任者は、毒劇物の使用に際し、適正を欠くと判断される者に対して、その使用を制限することが出来るものとする。

(検査)

第 13 条 学部長は、毎年、定期的に、又は必要があると認めるときは臨時に、管理責任者の毒劇物の管理状況に関し、実地に検査しなければならない。

2 学部長は、前項の規定により検査したときは、様式第 4 号による検査書を作成し、学長に提出しなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

神戸学院大学動物実験指針

(2006年4月1日 制定)

改正 2007年4月1日 2008年10月1日
2017年4月1日

(目的)

第1条 この指針(以下「内規」という。)は、動物の愛護及び管理に関する法律並びに実験動物(以下「動物」という。)の飼養及び保管等に関する基準等に基づき、神戸学院大学(以下「本学」という。)において動物実験を計画し、実施する場合に遵守すべき事項を示し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からその倫理性にも配慮した適性な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、本学において実施するすべての動物実験(学生の実験・実習を含む。)に適用する。

(動物実験委員会)

第3条 この内規の適正な運用を図るとともに、動物実験を実施する者(以下「実験者」という。)から申請のあった動物実験計画について、内規に対する適合性を審査・審議するために、本学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(実験等)

第4条 実験者は、委員会の承認を得なければ当該動物実験等の実施はできないものとする。

(実験申請及び判定)

第5条 実験者は、動物実験を実施しようとするときは、所定の動物実験計画申請書(様式1)を年度毎に、動物実験委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 申請のあった動物実験計画が委員会で承認された場合には、委員長は、所定の動物実験審査結果通知書(様式2)に承認番号を付して、遅滞なく実験者に通知する。

(動物実験室の管理等)

第6条 動物実験室を効率的に管理運営をするために、別に定める共同動物実験室管理運営委員会を置く。

(飼育管理等)

第7条 動物施設の管理責任者(以下「責任者」という。)及び飼育者(飼育補助者を含む。)は、別に定める神戸学院大学動物実験室利用規則によって、動物施設及び設備の適切な維持管理を行い、良好な環境条件の設定に努めなければならない。

(実験の実施)

第8条 実験者は、動物実験の実施にあたっては、動物に無用な苦痛を与えないよう麻酔薬の投与、保安等に留意すると共に、動物の状態を定期的に観察して、必要に応じて適切な処置を講じなければならない。

(実験終了等の措置)

第9条 実験者が動物を処分するときは、麻酔薬の投与等によって動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

2 実験者は、動物の死体に対して適切な処置を講じ、人の健康及び環境を損なわないようにしなければならない。

3 実験者は、動物実験を終了又は中止した場合には、速やかに所定の動物実験報告書(様式3)を委員長に提出しなければならない。

4 実験者は、所定の動物実験録（様式４）を毎年度末に委員長に提出しなければならない。

（安全管理等特に注意を要する実験）

第１０条 物理的、化学的及び生物的に注意を要する試料又は病原体を取り扱う動物実験（遺伝子組み換え動物を用いた実験を含む。）を実施する場合には、実験者は責任者と協力して人の安全確保、飼育環境の汚染による他の動物への障害防止及び実験施設周辺への汚染防止に十分留意しなければならない。

2 遺伝子組み換え動物を取り扱う動物実験においては、実験の安全確保のため飼育室、実験室に、当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講じなければならない。

（事務）

第１１条 委員会の事務は、研究支援グループにおいて行う。

神戸学院大学動物実験委員会規程

(2006年4月1日 制定)

改正 2007年4月1日 2008年10月1日
2010年4月1日 2015年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸学院大学動物実験指針第3条第2項に基づき、神戸学院大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査・審議する。

- (1) 動物実験計画書に関する事項
- (2) 動物実験に関する規則等の適正な運用に関する事項
- (3) 動物実験施設の適正な運用に関する事項
- (4) その他動物実験の適正な実施に関する事項

2 委員会は、動物実験に関する計画・実施等に対して、助言及び指導を行う事ができる。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 栄養学部、薬学部から各2名
- (2) 人文学部、総合リハビリテーション学部から各1名
- (3) 研究支援センター所長
- (4) その他委員長が必要と認める者 若干名

2 委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を召集し議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究支援グループにおいて行う。

排水・廃棄物等取扱いの手引き

（２０１６年 月発行）

発行 神戸学院大学

編集 環境保全委員会・管財事務室

印刷 富士ゼロックス兵庫株式会社

〒650-8586

兵庫県神戸市中央区港島一丁目１番地３

電 話 （078）974-5911

F A X （078）974-5907